

関西電力の定時株主総会について

1 株主総会について

日時 令和7年6月26日（水）午前10時から

場所 ATCホール（大阪市住之江区）

本市出席者 環境局長

2 議案に対する本市の考え方について

議案に対する賛否案 別添のとおり

関西電力 第101回定時株主総会 議案に対する議決権行使

※新規提案は議案番号に「新」と表示

議案番号	提案者	議案の概要	取締役会見解	大阪市議決権行使（案）		
				R6 賛否	R7 賛否	理由
1	会社	普通株式1株につき金30円の配当	○	○	○	安定配当の維持に向けた企業の取組が一定評価できるため
2	会社	取締役13名の選任	○	○	○	それぞれの経歴等に特段の問題は見受けられないため、指名委員会の決定を尊重する
3	株主A	原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。	×	棄権	棄権	一定の条件を置かずには原子力発電の必要最低限の稼働までも否定している部分が、本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）と異なっており、賛否を判断しかねる
4	株主A	気候変動にかかる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業及びサプライチェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。	×	○	○	本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）と類似するため
5	株主A	社会的責任を果たすための対話の基礎として情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。	×	○	○	経営の透明性向上を総論として求める議案であり、本市スタンスと合致するため
6	株主A	技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進めること。	×	×	×	総論として人材育成や技術開発が必要なことは理解するが、既に取り組んでいるものと考えられ、個別の定款化は求めない
7	株主A	「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびLGBTなど性的少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。	×	×	×	総論として大阪市男女共同参画基本計画の目指す方向性と同じではあるが、既に取り組んでいるものと考えられ、個別の定款化は求めない
8	株主A	株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。	×	×	×	経営の透明性向上を求める本市スタンスと一致するものの、議事録については法の規定に則った扱いがされており、個別の定款化は求めない
9	株主B	取締役 柳原 定征 の解任	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため
10	株主B	取締役 森 望 の解任	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため
11	株主B	取締役 田中 素子 の解任	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため

提案番号	提案者	提案の概要	取締役会見解	大阪市議決権行使（案）			
				R6 賛否	R7 賛否	理由	
12 新	株主B	原子力防災担当特任執行役の新設	×	一	×	指名委員会等設置会社において、執行役は取締役会によって選任されるとともに、その職務の分掌は取締役会の権限とされているため、取締役会の決定を尊重する	
13	株主B	執行役の報酬及び業績を個別に開示する。	×	×	×	経営の透明性向上を求める本市スタンスと一致するものの、法の規定を上回る開示をすでに行っており、個別の定款化は求めない	
14	株主B	原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現するため、脱原発推進委員会を設置する。	×	棄権	棄権	一定の条件を置かずに原子力発電の必要最低限の稼働までも否定している部分が、本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）と異なっており、賛否を判断しかねる	
15 新	株主B	原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄	×	一	棄権	提案内容等に不明な箇所があり、賛否を判断しかねる	
16	株主B	プルトニウムを取り出さない。	×	棄権	棄権	本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）では、原子力発電について万全の安全対策を求めていたが、使用済燃料の再処理までも否定しているものではないことから、賛否を判断しかねる	
17	大阪市	（ゼロカーボン社会の実現への貢献） ・多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進する。 ・万全の安全対策、賠償責任が会社の負担能力を超えない制度の創設、核燃料の最終処分方法の確立がない限り、原発の稼働は必要最低限とし、新增設しない。	×	○	○	本市提案であるため	
18	京都市	（原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築） ・原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築。 ・上記の電力供給体制が構築されるまでの間ににおいて、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域住民の理解を得る。	×	○	○	持続可能で安心安全な電力供給体制の構築に向けた基本的な方向性が本市と同じであるため	
19	京都市	（ゼロカーボン社会の実現） ・再エネを主力にした発電事業を始めとする事業活動に伴うCO2排出量を2050年までに全体としてゼロとするため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進する。	×	○	○	ゼロカーボン社会の実現に向けた基本的な方向性が本市と同じであるため	

第 101 回 関電株主総会（6/26）にかかる想定 QA

Q 1 本日の関西電力の株主総会で、大阪市の提案が否決されたことについてどう考えるか？

A 1

- ・今回の正確な賛同率は承知していないが、定款変更については、3分の2の賛成が必要なのでハードルが高いことは認識している。
- ・ただ、可決に至らなくとも、筆頭株主として関電の経営陣に訴えかけることは重要と考えている。

Q 2 他の株主から日本原電との契約解除に関する提案があったが、なぜ大阪市は棄権したのか。

A 2

- ・提案の趣旨が原発に対する万全の安全対策及びコスト削減であればその点は本市と一致するところ。
- ・一方で、賛否を判断するには提案内容からは（契約内容など）不明な箇所があるため、棄権としている。

Q 3 昨年行った社長との意見交換会は、今年も実施するのか？

A 3

- ・昨年度は議案を減らしたこともあり株主の立場から意見交換会を実施した
- ・現時点において実施する予定はない

【4/25 株主提案実施時における想定 QA 一部再掲】

① 昨年度に提案を減らしたが、今後もその方針を継続していくのか？

- ・ガバナンスの強化や組織風土改革等、関西電力の自助努力により取組を進めるべきものについては昨年度より提案を見送っている
- ・ただし、「コスト削減」や「透明性の向上」など企業体制の強化も含めて厳しく求めていくスタンスは変わっていない
- ・電力事業の公益性に鑑み、今後も筆頭株主として関西電力に対して厳しい目で監視し、不適切事案等が生じた場合や経営改革等の取組が後退していると判断する場合は、株主提案権の行使を検討していく
- ・また、自治体としても市民の安全・安心を守る観点から関西電力の動向に注視し、株主・自治体の両面から関西電力の取組に携わっていく
- ・なお、原発については、使用済燃料の処理の見通しが立っていないなど、課題が解決していないため、引き続き提案を行っている

② 第7次エネルギー基本計画において、原子力発電について「最大限活用する」と明記されたが、大阪市として脱原発の考え方には変更はないか。

- ・原発は発電時に CO2 を排出しないことから、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、国が原発の活用を推進する方針としたことについては承知している
- ・しかしながら、使用済燃料の最終処分等の課題が解決できないまま、原発の稼働や新增設を行うことは、将来の世代・未来に向けて無責任と考えており、断じて許されることではない
- ・一方で、昨今の世界的な情勢を踏まえると、市民の生活をなんとか成り立つようにするためには、当面の間は、原発の稼働もやむを得ないと考える
- ・これらの考え方はこれまで主張し続けてきたものであり、変更しているものではない。

③ ゼロカーボン社会の実現には原発は必要との考え方？

- ・原発は発電時に CO₂ を排出しないことから、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて原発の活用を推進する動きがあることは承知している。
- ・一方で、原発が抱える課題が解決されないまま積極的に推進していくべきではなく、まずは原発が抱える課題の早急な解決、そして原発に代わる再生可能エネルギーの最大限の導入や新技術の開発に積極的に取り組むべき

* 令和 7 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画では、以下明記された

- ・「特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくとした上で、2040 年度におけるエネルギー需給の見通し（原子力 2 割程度）を示した。
- ・原子力発電については、「可能な限り依存度を低減する」としていた方針を見直し、「最大限活用する」と明記
- ・廃炉となる原発の建て替え条件の緩和や、既設炉の最大限の活用、次世代革新炉の開発・設置も明記

④ R5 年度までの株主提案では、「可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。」とされており、脱原発を取り下げるのではないか？

- ・これまでの株主提案においても、万全の安全対策など 3 つの条件を満たせる見通しが立たない限り、という前提をつけており、これらの条件を早急に満たすよう、国や関西電力に求めていく。
- ・これらの条件を満たせないなら、原発を推進すべきではない。

* 3 つの条件

- (1)天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3)使用済燃料の最終処分方法の確立

⑤ 以前、株式の売却が市会で議論されたが、今後の方針は？

- ・以前からの売却方針は変わらないが、議会の承認等の様々な手続きや株価・市場への影響などを考慮する必要があるため、慎重に考えていきたい
- ・株式を保有している間は、株主としての立場から経営上の問題について説明責任を果たすことを求めていく。

*議員提出議案可決 (H26.2.28)

「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」

- ・「株式の売払いでその予定価格が1億円以上のもの」が議決事件として追加される。

*大阪市戦略会議 (H26.11.10) : 議案「関電株式の売払いについて」

- ・本市保有の株式については、上場・未上場株式を問わず、売却を基本とする。
- ・但し、上場株については本市の方針・行動が株価・市場に極力影響を及ぼさないよう最大限努めるものとする。

*株式売却議案提出 (H26.11.21) ⇒同12月 否決

*市長からの要求監査 (H26.12.26) : 「関西電力株式の保有について」

(政策目的による保有の是非について監査委員の判断の及ぶところではないが市長が、関電株保有の意義は薄れたとの前提に基づき監査委員の立場からの判断を求めたため、運用目的の視点から関電株保有の是非を判断)

<監査結果報告 (H27.5.1) (抜粋) >

- ・元本保証がない株式を基金において取得、保有すること自体が法の趣旨から逸脱しており基金として関電株を保有することは妥当とは言えない。
 - ・無配状態や株価の下落傾向が続ければ、毀損リスク回避への対応を検討すべき。
- ⇒基金保有株式を一般会計の出資財産に移し替え (H27.3)

*株式売却議案再提出 (H27.2.24) ⇒同3月 否決

⑥ 金品受領問題で、関西電力(新経営陣)と旧経営陣の訴訟状況を見守るとしていたが、方針に変更はあるのか？

- ・訴訟については、引き続き、新経営陣と旧経営陣のなれ合い的和解がないように注視していく方針は変わらない。
- ・なお、金品受領問題に対する関西電力としての経営改革は一定進展していると認識しているが、
- ・透明性が疑われる和解をするなど本市スタンスと異なる状況になれば、改めて対応を検討する。

* 関西電力の訴訟状況

- ・令和2年6月 関西電力(新経営陣)が旧経営陣に対して損害賠償請求訴訟を提起
- ・令和3年10月 第1回口頭弁論
- ・令和4年4月 第2回口頭弁論
- ・令和5年6月 第3回口頭弁論

►新規15号議案について（日本原電との契約解除）

議案趣旨：「原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄」の定款への記載

提案理由

- ・2024年11月13日、原子力規制委員会が日本原電敦賀発電所2号機（敦賀2号）の設置変更申請に対し不許可を決定
- ・日本原電は不許可決定後も再申請への手続きを進める姿勢を表明
- ・関電は2011年から長期停止中の敦賀2号に料金を払い続けており、決定後も「引き続き必要な支援を行う」との意向
- ・敦賀2号は速やかに廃炉すべきで再申請への支援継続は認められず、関電は日本原電との契約を破棄すべき

本市の考え方

- ・提案の趣旨が原発に対する万全の安全対策及びコスト削減であればその点は本市と一致
- ・一方で、賛否判断において精査すべき、関電と日本原電との契約内容等については非公表のため、判断が困難

棄権

過去の日本原電に関する議案と本市の賛否

提案

令和4年度 第98回総会

- ・日本原子力発電株式会社との電力購入契約を結ばない

本市の賛否及びその理由

棄権

理由：個別企業との契約内容の是非については判断できないため

令和元年度第95回 平成30年度第94回

- ・日本原子力発電株式会社との電力購入契約を結ばない

棄権

理由：個別企業との契約内容の是非については判断できないため

平成26年度第90回 平成25年度第89回

- ・経営の透明性確保と日本原電との資本関係解消

賛成

理由：（当時の）大阪市の提案（脱原発と安全性の確保）と類似するため

►新規15号議案について（日本原電との契約解除）

【参考】日本原子力発電所株式会社（日本原電）について

1 関西電力等との資本関係について

- ・戦後復興に伴う電力需要の高まりに対応するため民間出資により設立された、原子力発電に特化した発電事業者
- ・関電を含む旧一般電気事業者9社（沖縄電力を除く）80%、電源開発20%の出資によって、昭和32年に設立
- ・敦賀2号機、東海第二についてそれぞれ関電等3社、東京電力等2社と受電契約

敦賀2号にかかる受電契約について

- ・敦賀2号の建設にあたり、関西、中部及び北陸の電力3社が、それぞれ33%、34%、33%を受電する契約を原電と結んでいる。
 - ・契約の詳細は不明だが、敦賀2号停止後も、北陸電力は基本料金として141億円を日本原電に支払っており、関西電力も同等規模の料金を支払っていると推察される。
- 【第41回料金制度専門会合資料】

日本原電が保有する原発について

	運転開始	状況	供給先 電力会社
敦賀発電所1号機	S45.3.14	廃炉決定済 【H27.4.27運転停止】	関西、中部、 北陸
敦賀発電所2号機	S62.2.17	点検中 【H23.5.7運転停止】	
東海発電所	S41.7.25	解体中 【H10.3.31停止】	東北、東京
東海第二発電所	S53.11.28	停止中 【H23.3.11停止】	

2 敦賀2号の不合格決定について

敦賀原子力発電所2号に関する原子力規制委員会の審査結果

- ・2015年11月15日 日本原電が新規性基準適合性確認審査に係る原子炉設置変更許可を申請
- ・2024年11月13日 原子力規制委員会が敦賀2号の再稼働に向けた新規制基準適合性審査で「不合格」（再稼働不許可）決定

〔不合格の理由〕 活断層の存在と新規制基準の適合

新規制基準では、活断層の上に原子炉などの重要施設を設置することを禁じているが、敷地内に存在する断層の活動性や連続性について、適合しないと結論付けられた。

→日本原電は、再稼働に向けて追加調査を行い、再申請を検討する意向を示している。

※原子力規制委員会は再度の申請について否定をしていない。